

別記落札者決定基準

ニセコ町役場新庁舎建設工事  
総合評価落札方式（特別簡易型）に係る評価項目配点表（建築）

分類	評価項目	評価区分	配点	満点
企業の施工能力	過去8年間の工事成績 評定点の平均点	①80点以上	4.0	4.0
		②75点以上80点未満	3.0	
		③70点以上75点未満	2.0	
		④65点を超え70点未満	1.0	
		⑤65点（施工実績なし）	0.0	
	ISOマネジメントシステムの取得	①ISO9001かつ14001を取得	1.0	1.0
②ISO9001又は14001を取得		0.5		
③取得なし		0.0		
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	①一級建築士かつ一級建築施工管理技士	2.0	2.0
		②一級建築士又は一級建築施工管理技士	1.0	
		③なし	0.0	
地域精通度	本店、支店又は営業所の所在地	①ニセコ町内に本店を有する	3.0	3.0
		②ニセコ町内に支店を有する	2.0	
		③ニセコ町内に営業所を有する	1.0	
		④ニセコ町外	0.0	
	過去15年間のニセコ町内での施工実績	①あり	1.0	1.0
		②なし	0.0	
	過去2年間のニセコ町内でのボランティア活動の有無	①2回以上	1.0	1.0
		②1回	0.5	
		③なし	0.0	
	ニセコ町内の従業員数	①会社全体の30%以上	2.0	2.0
②会社全体の20%以上		1.0		
③会社全体の20%未満		0.0		
労働福祉	従業員の建設業退職者年金制度加入又は退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	①2つ以上	2.0	2.0
		②1つ以上	1.0	
		③なし	0.0	
計（満点）				16.0

1 配点の方法

（共同企業体の評価方法）

- ・ 工事施行成績は構成員の成績点の単純平均とする。
- ・ 工事施行成績評定結果の評価は、北海道建設部建築局の成績とする。
- ・ 構成員の平均点は少数第2位以下を切り捨て、少数第1位までを合算し、合算下の後の少数第1位を四捨五入し整数とする。

2)ISOの取得

- ・ 構成員のうちいずれかの最高点を評価する。

3)配置予定技術者

4)地域精通度

（本店、支店又は営業所）

- ・ 構成員のうちいずれかの最高点を評価する。

（過去15カ年ニセコ町実績）

- ・ 構成員のうちいずれかの最高点を評価する。

（ボランティア活動）

- ・ 構成員のうちいずれかの最高点を評価する。

（従業員数）

- ・ 構成員のうちいずれかの最高点を評価する。

5) 労働福祉

- ・ 構成員のうちいずれかの最高点を評価する。

6) 総合評価の方法

総合評価は、(1)によって得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の予定価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

なお、評価値は定数を乗じ1の位になるよう表示する。（例： $1.806 \times 10^7$ ）

[総合評価の算定式]

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

7) 落札者の決定

ア 地方自治法施行令167条の10の2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする、

イ アの評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 責任の所在

発注者が技術提案を適正に認めた場合においても、技術提案に係わる施工に関する請負業者の責任は軽減されるものではない。

3 技術提案に係るペナルティー

技術提案について、受託者が自らの責により提案を遵守することができない場合は、次の式により求めた違約金を徴収するものとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

$$\text{違約金(千円止)} = (\text{契約金額(税抜)} / \text{標準点} + \text{加算点}) \times (\text{配置技術者の加算点})$$

(配置予定技術者)

配置技術者が次に該当する場合は、違約金の徴収とする。

ア 交代した技術者の資格が、入札時に評価した資格より劣り、評価が下がる場合に違約金の対象とする。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等など、やむを得ない場合においても評価が下がれば違約金の対象とする。